PAY.JP Platform(Payouts)プラットフォーマー利 用規約

本 PAY.JP Platform (Payouts) プラットフォーマー利用規約(以下「本規約」といいます。)は、プラットフォーマー(以下「プラットフォーマー」といいます。)が提供するプラットフォーム(以下「PF」といいます。)の決済機能を PAY 株式会社(以下「当社」といいます。)が提供するにあたり、プラットフォーマーと当社の間で必要な事項を定めることを目的とします。

第1条 総則

- 1. PAY.JP Platform (Payouts) (以下「本サービス」といいます。) とは、プラットフォーマーが運営する PF のユーザー (以下「PF ユーザー」といいます。) が、PF ユーザーの顧客に対し商品の販売又は役務の提供(以下「商品の販売」といいます。) を行うにあたっての代金の決済を、当社が提供する商品代金債権に関する決済手段の提供を主たる内容とするクレジットカード決済サービス「PAY.JP」を通じて行うにあたり、当社が集金した金額から、プラットフォーマーに対しては PF のサービス手数料(商品の販売代金に一定割合を乗じて金額が決定されるものに限ります。以下「PF サービス手数料」といいます。) を支払い、また、PF ユーザーに対しては決済金額から PF サービス手数料と当社が別途定める決済手数料(以下「決済手数料」といいます。) を控除した金額を支払うサービスをいいます。
- 2. プラットフォーマーは、当社が本サービスのみを提供するものであること、PAY.JP を利用して締結される商品の販売契約(以下「販売契約」といいます。)の当事者は PF ユーザーと購入者であること、及び当社が販売契約について一切の責任を負わないことに予め同意するものとします。
- 3. 当社が当社のウェブサイト上で随時掲載する本サービスに関するルール、 諸規定等は本規約の一部を構成するものとします。

第2条 本サービスの申し込み

- 1. プラットフォーマーは、当社の定める情報(以下「登録情報」といいます。) を当社の定める方法で提供することにより、本サービスの利用を申し込むことができます。当社が当該申込みを承諾する旨を通知した時点で、本規約の諸規定に従った本サービスの利用にかかる契約(以下「利用契約」といいます。) が当社とプラットフォーマーとの間で成立するものとします。
- 2. 申込みは、必ず本サービスを利用する者自身が行うものとします。また、 プラットフォーマーは申込みの際に、真実、正確かつ最新の登録情報を当 社に提供しなければなりません。登録情報に変更があった場合も同様と します。登録情報が真実、正確又は最新でないことによって生じた一切の 損害、損失はプラットフォーマーの負担とします。

第3条 本サービスの利用

プラットフォーマーは、利用契約の有効期間中、本規約及び PAY.JP 加盟店利用規約の目的の範囲内でかつ本規約及び PAY.JP 加盟店利用規約に違反しない範囲内で、当社の定める方法に従い、本サービスを利用することができるものとします。プラットフォーマーは、本サービスにつき、再許諾、貸与その他の処分をしてはならないものとします。

第4条 プラットフォーム決済利用料金

プラットフォーマーは本サービスの利用の対価として、料金表に定められた利用料金を次条に定める方法で支払うものとします。

第5条 プラットフォーマーに対する支払い

- 1. 当社は、プラットフォーマーに対し、本条第 7 項に基づき受領した PF サービス手数料の支払いを行います。
- 2. 当社からプラットフォーマーに対して支払いを行う場合、当社は、プラットフォーマーから指定があり、かつ、プラットフォーマーに対する支払いを行う口座として適切であると当社が認めた口座(以下「指定口座」といいます。)に対して、プラットフォーマーの指定するいずれかの時期に支

払いを行うものとします。

- (1) 各月の末日で締め、当該締め日の属する月の翌月末日までに支払いを行うものとします。
- (2) 各月の 15 日及び末日で締め、15 日締めの支払いについては当該締日の属する月の末日までに、末締めの支払いについては当該締日の属する月の翌月 15 日までに支払いを行うものとします。

但し、当社は、PF サービス手数料の総額が1万円未満の場合、又は当社の責に帰すべき事由なく支払いができなかった場合、プラットフォーマーへの支払いを次回の支払日へ繰り延べることができるものとします。

- 3. プラットフォーマーは、自らの名義以外の口座を指定口座として指定することはできないものとします。プラットフォーマーから指定された口座に対して支払いを行うことにより、当社のプラットフォーマーに対する支払債務は消滅するものとし、プラットフォーマーが指定口座を誤って指定した場合でも同様とします。プラットフォーマーが指定口座を誤って指定したことによりプラットフォーマーに発生した損害について当社は一切の責任を負わず、プラットフォーマーが指定口座を誤って指定したことにより発生する振込組戻手数料その他一切の費用は、プラットフォーマーが負担するものとします。
- 4. 第 2 項の規定にかかわらず、当社が別途認めた場合、プラットフォーマーは、第 2 項に定める期限に支払いを受けるのではなく、自らが支払い請求をする時期を選ぶことができるものとします。この場合、プラットフォーマーは当社が別途定める条件を満たした場合に支払い請求をすることができるものとし、当社は、当該支払いの請求があった日の属する月の末日で締め、当該月の翌月末日までに支払いを行うものとします。
- 5. 前 3 項の支払いにかかる振込手数料その他支払いに必要な費用はプラットフォーマーの負担とします。

- 6. 第2項乃至第4項の規定にかかわらず、PFユーザーと購入者間の販売契約が解除、取消し、無効等の理由により効力を失うことが予想される場合、提携事業者(クレジットカード会社、決済代行業者等の決済に関する機能を提供する業務を営む事業者であり、当社と提携関係にある者を意味し、以下同じとします。)が定めるチャージバックその他の提携事業者が定める当社に対する支払いの拒絶又は返還事由の発生が予想される場合、債権譲渡契約(PAY.JP加盟店利用規約第7条第6項に定義される「債権譲渡契約」と同義であり、以下同じとします。)の効力が本条第9項の規定により失われる可能性があると当社が合理的に判断した場合、その他の当社がプラットフォーマーに対する支払いを留保することにつき合理的な理由が存在する場合、当該理由が解消されるまで当社は当社の裁量によりプラットフォーマーに対する支払いを留保することができ、プラットフォーマーは予めこれに同意するものとします。当社は、本項に定める措置によりプラットフォーマーに生じた損害に関し、一切責任を負いません。
- 7. プラットフォーマーは、PF ユーザーからプラットフォーマーに対して支払われる PF サービス手数料を、当社が代わりに受領することに同意します。
- 8. 当社は、PF サービス手数料を第 2 項、第 4 項又は第 11 項に定める日付に同項に定めるプラットフォーマーの指定する金融機関の口座に振り込むものとします。
- 9. PF ユーザーと購入者間の販売契約が解除、取消し、無効等の理由により 効力を失った場合(提携事業者が定めるチャージバック事由に該当する 場合を含みます。)、その他当社が PF ユーザーに対して合理的な理由を示 した場合、債権譲渡契約は直ちにかつ遡及的に効力を失うものとし、プラ ットフォーマーは、直ちに当該販売契約に関連して当社がプラットフォ ーマーに対して支払った金額を返金しなければなりません。この場合、当 社は、当社の裁量で当該返金等の額を、プラットフォーマーに対して支払

われるべき金額から控除することができるものとします。

- 10.システムのトラブル等により、本条に定める期限までに支払いを行うことができない場合、当社は、速やかに支払いを行うよう努めるものとします。
- 11.本条第2項に定める、PFサービス手数料の総額が1万円未満であることを理由として繰り延べが開始されてから1年間が経過した場合、又は本条第4項に定めるプラットフォーマーが支払い請求をすることができるようになった時点から1年間が経過し、当社が支払い請求を行うようプラットフォーマーに通知したにもかかわらず、プラットフォーマーからの支払い請求がない場合、当社は指定口座に対し強制的に振込を行うものとします。なお、本項に基づき、当社が振込手続を行ったにもかかわらず、当社の責めに帰すべき事由なく振込が正常に完了しない場合又は振込額が1,000円に満たない場合、当社は、プラットフォーマーが、当該支払いに係る支払請求権を放棄したとみなすことができるものとし、プラットフォーマーの当該支払い請求をすることができる権利は消滅するものとします。
- 12.本条第 2 項に定める、当社の責に帰すべき事由なく支払いができないことを理由として繰り延べが開始されてから 1 年間が経過しても、プラットフォーマーから指定口座を修正する旨連絡がなく、PF サービス手数料の支払いができないことが予測される場合、当社は、プラットフォーマーが、当該支払いに係る支払請求権を放棄したとみなすことができるものとし、プラットフォーマーの当該支払いを請求することができる権利は消滅するものとします。
- 13. プラットフォーマーとの利用契約が終了した後に、振込額が1,000 円以上かつプラットフォーマーからの支払い請求がない場合、当社は指定口座に振込む方法により支払います。なお、本項に基づき、当社が振込手続を行ったにもかかわらず、当社の責めに帰すべき事由なく振込みが正常に完了しない場合又は振込額が1,000 円に満たない場合、当社は、プラ

ットフォーマーが、当該支払いに係る支払請求権を放棄したとみなすことができるものとし、プラットフォーマーの当該支払いを請求することができる権利は消滅するものとします。

第6条 PFユーザーの取扱い

- 1. プラットフォーマーは、PF ユーザーが PF に登録する際に PAY.JP Platform (Payouts) ユーザー利用規約に同意させなければならず、PF ユーザーになろうとする者に対し PAY.JP Platform (Payouts) ユーザー利用規約が明確に認識できるように提示しなければならないものとします。
- 2. 当社は、PF ユーザーが有効に PAY.JP Platform (Payouts) ユーザー利用 規約に同意したものとみなして取り扱うものとし、PF ユーザーの PAY.JP Platform (Payouts) ユーザー利用規約への同意に関して紛争が生じた場 合、プラットフォーマーの責任と費用で解決するものとします。
- 3. プラットフォーマーは、PF ユーザーに関する情報、PF サービス手数料の率その他当社が求める情報を当社が定める方法で随時提供しなければなりません。この場合、プラットフォーマーは、真実、正確又は最新の登録情報を当社に提供しなければなりません。登録情報が真実、正確または最新でないことによって生じた一切の紛争はプラットフォーマーが自らの費用と責任において解決するものとします。
- 4. プラットフォーマーは、PF ユーザーが同意することとなる PAY.JP Platform (Payouts) ユーザー利用規約の内容を十分に理解し、同意させなければならないものとします。
- 5. 当社は、PAY.JP Platform(Payouts)ユーザー利用規約に基づき PF ユーザーを取り扱うものとします。当社が PAY.JP Platform(Payouts)ユーザー利用規約、法令及び慣習に基づき PF ユーザーを取り扱ったことにより、プラットフォーマーに損害が生じたとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

- 6. 当社は、当社が定める手続により PF ユーザーを審査できるものとします。当社が PF ユーザーの登録を認めない (登録後登録を取り消した場合を含みます。) 場合、これによってプラットフォーマー及び PF ユーザーに生じた損害について当社は何ら賠償する義務を負わず、また、その理由を説明する義務を負わないものとします。
- 7. プラットフォーマーは、PF ユーザーを管理するものとし、PF ユーザーにおいて PAY.JP Platform(Payouts)ユーザー利用規約及び各提携事業者利用規約に違反する事実が生じた場合は直ちに当社に報告するものとします。当該管理はプラットフォーマーの責任において行うものとし、当該管理に関してプラットフォーマーと PF ユーザーその他の第三者との間に紛争が生じた場合、プラットフォーマーの費用と責任において解決するものとします。
- 8. 当社とプラットフォーマーの利用契約が終了した場合であっても、当社は PF ユーザーの契約関係を維持することができ、当社は PF ユーザーに 関する情報を保持することができます。

第7条 PFユーザーに対する支払い

- 1. 当社は、PF ユーザーに対し、PF ユーザーと購入者間の販売契約に基づき支払われる金額から、PF サービス手数料及び別途定める決済手数料を控除した金額を支払うことができるものとします。
- 2. 当社の PF ユーザーに対する支払いの繰り延べが開始されてから 1 年間が経過し、当社が PF ユーザーに対し強制振込を行おうとしたにもかかわらず、PF ユーザーの振込口座の指定の誤りその他の事由により振込が正常に完了しない場合、当社は PF ユーザーに対して支払うべき売上金をプラットフォーマーに対しプラットフォーマーの指定する口座に振り込む方法で支払うことができるものとし、当社がプラットフォーマーの指定する口座に振り込んだ時点で、当社の PF ユーザーに対する支払債務は消滅するものとします。この場合、プラットフォーマーは、受領した売上金を自らの責任で PF ユーザーへ引き渡す処理その他の処理を行うものと

します。なお、本項に基づき、当社がプラットフォーマーの指定する口座に対する振込手続を行ったにもかかわらず、当社の責めに帰すべき事由なく振込が正常に完了しない場合又は振込額が1,000円に満たない場合、当社は、プラットフォーマー及びPFユーザーが、当該支払いに係る支払請求権を放棄したとみなすことができるものとし当該支払い請求をすることができる権利は消滅するものとします。

第8条 PFユーザーに対する請求

- 1. PF ユーザーは、PF ユーザーと購入者間の販売契約が解除、取消し、無効等の理由により効力を失った場合(提携事業者が定めるチャージバック事由に該当する場合を含みます。)その他当社が PF ユーザーに対して合理的な理由を示した場合、債権譲渡契約は直ちにかつ遡及的に効力を失うものとし、直ちに当該販売契約に関連して当社が PF ユーザーに対して支払った金額を当社に返金しなければなりません。この場合、当社は、当社の裁量で、当該返金等の額を PF ユーザーに対して支払われるべき金額から控除することができるものとします。
- 2. 前項に該当する場合、プラットフォーマーは、PF ユーザーに対して支払 われるべき金額から当社が控除することができなかった金額をただちに 当社に対して支払わなければなりません。この場合、当社は、当社の裁量 で当該返金等の額を、プラットフォーマーに対して支払われるべき金額 から控除することができるものとします。

第9条 EMV3D セキュアサービスの利用条件等

- 1. プラットフォーマーは、本条及び次条の定めに従い、EMV3D セキュアサービスを利用することができるものとします。
- 2. プラットフォーマーは、購入者が利用したクレジットカードを発行した クレジットカード会社によって、EMV3D セキュアサービスを利用することができるクレジットカード会社と利用することができないクレジットカード会社があることを認識の上、EMV3D セキュアサービスを利用するものとします。

- 3. プラットフォーマーは、EMV3D セキュアサービスを実施する前に、本人 認証の目的であることを明示し、EMV3D セキュアサービスに必要な購入者の属性情報等をカード会社に提供することについて適正な方法およ び内容で購入者の同意を得るものとします。
- 4. 当社は、プラットフォーマーから売上承認の依頼があったときは、カード会社に対し、前項により購入者から収集した属性情報等を照会し、カード会社は、属性情報等に基づきカード会社が保有する購入者の情報と照合し、一致又は不一致の確認を行い、 クレジットカードによる売上承認又は不承認通知とともに、一致又は不一致の事実を当社に通知し、当社はこれをプラットフォーマーに通知するものとします。
- 5. プラットフォーマーは、以下の各号に定める事項を予め承諾するものとします。
 - (1) カード会社及び当社は、前項の一致又は不一致の事実により、当該購入者がクレジットカードの正当な所持人であるか否かを認定するものではないこと。
 - (2) 前項の一致の事実の通知を受けたとしても、それが正当なカード 売上を担保するものではないこと。
 - (3) プラットフォーマーは自己の責任で購入者に対して EMV3D セキュアサービスの提供を行うか否かを決定すること。
 - (4) プラットフォーマーが EMV3D セキュアサービスを利用して取り扱ったクレジットカードによるクレジットカード利用代金について、カード会社からチャージバックを受けたとしても、当社は一切責任を負わないこと。

第 10 条 EMV3D セキュアサービスに関する免責

1. プラットフォーマーは自己の責任と負担で EMV3D セキュアサービスを利用するものとし、万が一、EMV3D セキュアサービスの利用により購入者との間で紛議が生じた場合であっても、プラットフォーマー及び PF ユーザーと当該購入者との間で解決するものとし、当社及びカード会社に

- 一切迷惑をかけないものとします。但し、当社及びカード会社の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではないものとします。
- 2. プラットフォーマーは、EMV3D セキュアサービスの利用が、本規約に基づくクレジットカード利用代金の返還請求等の行為に何らの制限を与えるものではないことを、予め異議なく承諾するものとします。

第11条 有効期間

利用契約は、利用契約が成立した日に開始するものとし、利用契約が解除された 日又は本サービス若しくは本サービスの提供が終了した日まで、当社とプラットフォーマーとの間で有効に存続するものとします。

第12条 本規約等の変更

- 1. 当社は、本サービスの内容を自由に変更できるものとします。
- 2. 当社は、本規約を変更できるものとします。本規約の変更について、当社がホームページ等で本規約を変更する旨及び変更内容並びにその効力発生時期を公表し、又はこれらをプラットフォーマーに通知した後、当該効力発生時期が到来したときに、プラットフォーマーは、当該変更内容を承認したものとみなされます。
- 3. 当社は、PAY.JP 加盟店利用規約及び PAY.JP Platform (Payouts) ユーザー利用規約を変更できるものとします。当社は、PAY.JP 加盟店利用規約及び PAY.JP Platform (Payouts) ユーザー利用規約を変更した場合には、プラットフォーマーに対し、PF ユーザーに対して当該規約を変更した旨を通知するよう依頼することができるものとし、プラットフォーマーが当社から当該依頼をされた場合、プラットフォーマーは、PF ユーザーに対し、当社から依頼された内容で当該規約を変更した旨を通知する義務を負います。当該通知を怠ったことにより PF ユーザーと当社、プラットフォーマーその他の第三者と紛争が生じた場合、プラットフォーマーの費用と責任において解決するものとします。

第13条連絡/通知

本サービスの利用に関する問い合わせその他プラットフォーマーから当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社からプラットフォーマーに対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとします。

第14条 存続規定

利用契約の終了後も、本規約中、その性質上存続すべき条項(当社の免責について定めた条項を含みますがこれに限られません。)は有効に存続するものとします。

第15条 PAY.JP 加盟店利用規約の準用

本規約に定めのない事項に関しては、PAY.JP 加盟店利用規約の定めを準用する ものとします。

2024年10月1日 最終改定